

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書が再生可能な製品であつて、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	容易に操作できるもの	5年	63,100円
盲人用体温計（音声式）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者（当該児の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	容易に使用し得るもの	5年	9,000円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みた いもの（印刷物等）の 上に置くことで、簡単 に拡大された画像（文 字等）をモニターに映 し出せるもの	8年	198,000円
暗所視支援眼鏡	学齢時以上の視覚障害 児で、夜盲又は視野狭 窄があり、医師が必要 と認めた者	高感度カメラで捉えた 微光を増幅させる機能 を有し、眼鏡のディス プレイに鮮明な画像と して投射できるもの で、視覚障害者が容易 に使用し得るもの	8年	198,000円
点字図書	主に、情報の入手を点 字によっている視覚障 害児。なお、給付につ いては、豊明市視覚障 害者点字図書給付事業 実施要綱に定めるとこ ろによるものとする。	点字により作成された 図書	—	—
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上であ って、原則として学齢 児以上の者	視覚障害児が容易に使 用し得るもの	10年	7,000円
視覚障害者用活字文書 読上げ装置	身体障害者手帳の交付 を受けた児童であつ て、当該手帳に身体上 の障害（視覚障害に限 る。）の程度が1級又 は2級であるものとし て記載されている者 で、原則として学齢児 以上の者	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害児が容易に使用 し得るもの	6年	115,000円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は発音・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの	5年	128,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
便器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	9,850円
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）	パーソナルコンピューター周辺機器、アプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの	5年	100,000円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
特殊マット	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、それぞれ原則として3歳以上の者</p>	<p>失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの</p>	5年	<p>19,600円 （褥瘡防止マットとの併給不可）</p>
褥瘡防止マット	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、それぞれ3歳以上の者</p>	<p>褥瘡防止のためのものであって、次のいずれかに該当するもの ア エアーマットと送風装置からなるもの イ 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの</p>	5年	<p>85,000円 （特殊マットとの併給不可）</p>

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
特殊便器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な児童及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、原則として学齢児以上の者	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、原則として3歳以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級であつて、常時介護を要する者で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、入浴に介護を要するもので、原則として3歳以上の者	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので、原則として学齢児以上の者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であつて、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	5年	98,800円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので、原則として3歳以上の者	介護者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	4年	159,000円
移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度の等級3級以上の者 （特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）。なお、対象工事については、豊明市高齢者住宅改修費補助金交付要綱に定めるところによるものとする。	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	300,000円
透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であつて、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
ネブライザー（吸入器）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸機能障害に限る。）の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	5年	36,000円



重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
電気式たん吸引器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸機能障害に限る。）の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
自動消火器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって、18歳以上の者	知的障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
T字状・棒状のつえ	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢、体幹、平衡、移動機能障害に限る。）を有し、原則として3歳以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	3年	3,000円
点字器	視覚障害児で必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 10,400円 携帯型 7,200円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
人工喉頭	音声・言語機能障害で喉頭摘出が確認でき、必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円
ストーマ用装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストーマの造設が確認でき、必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	—	消化器系 8,860円 （1月分） 尿路系 11,640円 （1月分）
脱脂綿、セラシ、ガーゼ	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストーマの造設が確認でき、ストーマ用装具に代えて必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	—	排便機能障害 8,860円（1月分） 排尿機能障害 11,640円（1月分） 排便及び排尿機能障害 20,500円（1月分）
洗腸装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストーマの造設が確認でき、ストーマ用装具に代えて必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	—	20,500円（1月分）
紙おむつ	別に定める	障害児が容易に使用し得るもの	—	12,000円（1月分）
収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢、体幹機能障害に限る。）を有し、排尿障害が確認でき、必要と認められる障害児	障害者が容易に使用し得るもの	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
大活字図書、DAISY図書	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者のうち、視覚障害を有する者であって、主に情報の入手を大活字又はDAISYによっているもの	大活字、又はDAISYにより作成された図書	—	60,000円 (年額)
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害3級以上、又は同程度の身体障害があり、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めた者	使用している人工呼吸器専用バッテリー（充電器及びインバーター等を含める。）	5年	100,000円
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能障害3級以上、又は同程度の身体障害があり、電気式たん吸引器、ネブライザー又は酸素濃縮器を使用している者で、呼吸管理が必要と医師が認めた者	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの	5年	50,000円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第2の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。  
また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的若しくは効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児・者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。